## 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一 条 予防 接 種 法 (昭 和二十三年法律第六十八号) の一部を次のように改正する。

第二十 九 条中 第六条」 を 「第六条及び 附則第七条第一 項」 に、 同 条第一 項」 を 「第六条第 一項」に

第十八条並 びに第十九条第一項」を「 (附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、

第十八条 (附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、 第十九条第 項 (附則第七条第二項

並びに附則第七条第

項」

に改める。

附則に次の二条を加える。

0)

規定に

ょ

り適

用

する場合を含む。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、 新 型 コ ロナウイル ス感染症 (病原体がベー タコ ロナウイルス属のコロ ナウイル

ス (令和二年 月に、 中 華 人民 共 和 国 か 5 世 **|**界保: 健 機関 に 対して、 人に伝染する能 力を有することが新

たに報告され たもの に 限 る。 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 以下同 υ° •  $\mathcal{O}$ ま  $\lambda$ 延 予 防 Ŀ 一緊急  $\mathcal{O}$ 必 要が あ ると認

 $\emptyset$ るときは、 その対象者、 その期 日又は期間及び使用するワクチン (その有効性及び安全性に関する情

当 村長に対し、 報その他の情報に鑑み、 該 都 道 府県  $\mathcal{O}$ 臨時に予防接種を行うよう指示することができる。 区 域 內 で円 厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、 滑 に当該予防接種が が行 わ れるよう、 当該. この場合において、 市 町村長に 都道府県知事を通じて市町 対 Ļ 都道府是 必要な協 県 知事 力をする は、

ŧ

のとする。

2 町 属 t あ を有することが新た の予防接種等又はB類疾病」とあるのは 条及び第二十七条を除く。) るの 村 0 のを含む。 前 コ 項の規定による予防接種は、 (第六条第 は 口 ナウイルス 「含む。) が 項 同 又は 条第三  $\mathcal{O}$ に報告され (令和二年一月に、 規定による予防接種については、 同 法第 項 の規定を適用する。  $\mathcal{O}$ た 規定に + t 九 第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二十六 条 のに限る。 の二第 ょ 中華人民共 り 「新型コロナウイルス感染症 選任 項 L で この場合において、 た 0 もの」 あるも 和国から世界保健機関に対して、 承認を受けているもの 都道 と、 のに限る。)」と、 府 第十 県 又は市町村)」とあるの 六条第 第十三条第四項中 (病原体がべ (当該 項 第二十五条第 中 承認 ] A 人に伝染する能 ・タコ を受けようとする 類 疾 「含む。)」と 病 は ロナウイル に 市 項 係 中 る定 町 村 市 ス 力 期

とする。

る。

4 第 項 の規定による予防接種については、 第二項の規定により適用する第八条又は第九条 が 規 定は、

新型コ 口 ナウイ ル ス感染症のま ん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種 0 有効性及び安全性に関す

る情報その他の情報を踏まえ、 政令で、 当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることが

できる。

5 厚生労働大臣は、 次に掲げる場合には、 あらかじめ、 厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第 項の 厚 生労働省令を制定し、 又は 改廃しようとするとき。

二 第一項の規定による指示をしようとするとき。

三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(損失補償契約)

第八条 政 府 は、 厚生労働大 臣 .が新型コロナウイルス感染症 に係るワクチンの供給に関する契約 だ締結が す

る当該感染症に係るワクチン製造販売業者 (前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第四

項に規定するワクチン製造販売業者をいう。)又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若

は製造に関係する者を相手方として、 当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健 康 被害 に係

る損害を賠償することにより生ずる損 失その他当該契約 に 係るワクチ ン 0) 性質等を踏 まえ国が 補 置償する

ことが 必要な損 失を政府が 補償することを約する契約を締結することができる。

(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法 (昭 和二十六年法律第二百一号) の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の一項を加える。

2 前 項 0) 政令で 定め 6 れ た期間 は、 当該 政令で指定された感染症 の種 類について、 当該 感染 症 の外国及

び 国内 に おける発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、 当該政令により準 用することとされ た規定

を当該 期間 の経過後なお準 用することが特に必要であると認められる場合は、 年以内の政令で定める

期間に限り延長することができる。

第四十 条中 「第三十四条」 を 「第三十四 [条第一 項」 に改め、 「場合」 の 下 に (同条第二項の政令によ

り、 同 条第一 項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。)」 を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

第二条 新型コ ロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に

人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも

のに

中華人民共和国から世界保健機関に対して、

限る。) であるも のに限る。)についての第二条 の規定による改正 後の検疫法第三十四条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定  $\mathcal{O}$ 

適 用につい ては、 「状況」 とあるの は、 「状況、 当該 感染症 に係るワクチンの開 発の状況並び に予防: 接 種

法 (昭和二十三年法律第六十八号) 附則第七条第一項の規定による予防接種の実施の状況」とする。

地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の 一 部を次のように改正する。

別表第 予 防 接 種法 昭 和二十三年法律第六十八号) の項中 「第六条」 を 「第六 条 及び附出 則第七 条第

項」に、 同 !条第一項」を「第六条第一項」に、 第十八条並びに第十九条第一 項」 を 「(附則第七条

第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十八条 (附則第七条第二項の規定により適用する場合を

含む。)、 第十九条第一項 (附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。) 並びに附則第七条第

一項」に改める。

外国 軍 用 艦船 等 に関する検疫法特例及び感染症 の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律の

部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中 「第三十四条の規定」 を「第三十四条第一項の規定」 に改める。

外 国 軍 用 艦 船 等に . 関 する検疫法 特例 (昭 和二十七 年法律第二百 一号) 第八条

感染 症  $\mathcal{O}$ 予 防 及び 感染症  $\mathcal{O}$ 患者に 対する医 「療に関う はする法律 律 (平成十年法律第百十四号) 第十五条の二

第一項及び第十五条の三第一項

(住民基本台帳法の一部改正)

第五 条 住民 **基本**: 台 帳 法 (昭 和 四十二年法律第八十一号)の一 部を次のように改正 する。

別 表第二  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 項 及 び 別 表 第 匝 の 三  $\mathcal{O}$ 項中 「又は 同 法 を 同法」 に改め、 「徴収」 の 下 に 「又は同

法附則第七条第一項の予防接種の実施」を加える。

## (新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第六条 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) の一部を次のように改正す

る。

第二十九条第五項中「第三十四条に」を「第三十四条第一項に」に改める。